別紙１（参考様式）

本協定書は参考様式として配布するものです。

協定の内容については、それぞれの実情に併せて、適宜作成してください。

共同事業体協定書

　（目的）

第１条　当共同事業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　(１)　鳴門市企業局発注に係るボートレース鳴門開催運営業務委託事業（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「本業務」という。）

　(２)　前号に附帯する業務

　（名称）

第２条　当共同事業体は、「　　　　　　　　　　　」（以下、「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を「　　　　　　　　　　　」に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、本業務の委託契約の委託期間終了後３ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　本業務を受託することができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成事業者の住所及び名称）

第５条　当事業体の構成事業者は、次のとおりとする。

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

　（代表者の名称）

第６条　当事業体は、「　　　　　　　　　　　」を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、本業務の実施に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、応募、契約締結、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成事業者の業務）

第８条　各構成事業者の業務は、次のとおりとする。ただし、各構成事業者が担当する業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて担当する業務の変更があるものとする。

　１．代表者：「　　　　　　　　　　　　」

　　　　　　代表者担当業務

　　　　２．構成員：「　　　　　　　　　　　　」

　　　　　　構成員担当業務

　　　　３．構成員：「　　　　　　　　　　　　」

　　　　　　構成員担当業務

　（運営委員会）

第９条　当事業体は、構成事業者全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完遂に当たるものとする。

（構成事業者の責任）

第10条　各構成事業者は、業務の委託契約の履行及び再委託契約その他の業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（決算）

第11条　当事業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当）

第12条　前条の規定による決算の結果、利益が生じた場合、構成事業者に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第13条　第11条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、構成事業者が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成事業者の脱退に関する措置）

第15条　構成事業者は、発注者及び構成事業者全員の承認がなければ、当企業体が業務を完遂する日までは脱退することができない。

２　構成事業者のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成事業者が共同連帯して業務を完遂する。

３　脱退した構成事業者の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成事業者の出資金から構成事業者が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

４　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成事業者には利益金の配当は行わない。

（構成事業者の除名）

第16条　当事業体は、構成事業者のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成事業者全員及び発注者の承認により当該構成事業者を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成事業者に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成事業者が除名された場合においては、前条第２項から第４項までを準用する。

（業務途中における構成事業者の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成事業者のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第15条第２項から第４項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第18条　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成事業者全員及び発注者の承認により残存構成事業者のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第19条　当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成事業者は共同してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

「　　　　　 　　　 　　」外「　」者は、上記のとおり「　　　　　　　」共同事業体協定を締結したので、その証拠として本協定書「　」通を作成し、各通に構成事業者が記名押印のうえ、各自１通を保有し、１通を鳴門市企業局へ提出するものとする。

年　　月　　日

（代表者）所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（構成員）所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（構成員）所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印